

浅麓水道企業団告示第 2 号

浅麓水道企業団公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

浅麓水道企業団

企 業 長

柳田 清二

浅麓水道企業団条例第1号

浅麓水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

浅麓水道企業団公告式条例（昭和42年浅麓水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、浅麓水道企業団のホームページに設置した電子掲示場に掲示してこれを行う。ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、浅麓水道企業団事務所掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。